

# 平成 29 年度

## 上北山村職員採用試験案内

受付期間 平成 29 年 11 月 13 日（月）～平成 29 年 11 月 30 日（木）

第 1 次選考試験日 平成 29 年 12 月 10 日（日）

採用職種及び  
採用予定人数 一般事務職（大学・短大・高校） 若干名

### 1. 受験資格

試験区分	年齢	資格等
一般事務職	大学 （上級）	昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた人 学校教育法による大学を卒業した人又は平成 30 年 3 月卒業見込みの人
	短大 （中級）	昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた人 学校教育法による短期大学（注 1）を卒業した人又は平成 30 年 3 月卒業見込みの人
	高校 （初級）	昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた人 学校教育法による高等学校を卒業した人若しくは平成 30 年 3 月卒業見込みの人

（注 1）「短期大学」には高等専門学校及び学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が 2 年以上であり、かつ、1,600 時間以上の授業の履修を義務づけている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを卒業の要件とするもの（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。

- 次のいずれかに該当する人は受験できません。
- (1) 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - (3) 上北山村職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
  - (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - (5) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている人
- 区分が「大学」に該当する人は、「短大」又は「高校」区分では受験できません。また、区分が「短大」に該当する人は、「高校」区分では受験できません。

## 2. 試験日・試験会場等

区分	内容	試験日・試験会場
第1次試験	・一般教養試験 ・事務適性検査	【日時】 平成29年12月10日(日) (受付時間) 午前8時45分～午前9時15分 (試験時間) 午前9時30分～午後12時頃 【試験会場】 上北山村振興センター
第2次試験	・個別面接 ・小論文	【日時】 平成30年1月中旬から下旬(予定) (日時等は、第1次試験合格者に通知します。) 【試験会場】 上北山村役場

## 3. 受験手続

### (1) 受験申込書の請求

- 上北山村総務企画課において配布します。
- 受験申込書は村のホームページでも印刷できます。
- 郵便で請求する場合は、封筒の表の左下に「受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角型2号・折りまげ可)を同封し上北山村総務企画課まで請求して下さい。

### (2) 受験申込みの方法

- 下記の申込書類を上北山村総務企画課に提出して下さい。
- 郵便で申し込む場合は、封筒(角型2号)に、下記の申込書類を入れ、封筒の表面には「受験申込書在中」と朱書きして下さい。

#### 【申込書類】

1. 受験申込書
2. 履歴書(本人自筆、顔写真貼付)
3. 成績証明書
4. 卒業証明書又は卒業見込証明書

※申込書類は折り曲げないようにして下さい。

### (3) 受付期間・受付時間

- 期間  
平成29年11月13日(月)～平成29年11月30日(木) 必着
- 時間  
午前9時～午後5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

#### (4) 申込先

〒 639-3701  
奈良県吉野郡上北山村大字河合 3 3 0 番地  
上北山村役場 総務企画課

#### (5) その他

- 郵送方法は指定しませんが、「書留」等の方法が確実です。
- 受付期間前に到着した場合は受付できませんのでご注意ください。
- 受験申込書に記載事項等不備のある場合は、お返しすることがありますが、このために生じた申込みの遅延等には責任を負いませんので、受験手続きには充分注意して下さい。

#### (6) 受験票の交付

- 受験票は、受付期間後、受験申込書に記載された住所あてに郵送により送付します。
- 受験票が 1 2 月 7 日（木）午前中になっても届かない場合は、上北山村役場総務企画課に必ずお問い合わせ下さい。

### 4. 合格者の発表

第 1 次試験 平成 2 9 年 1 2 月下旬予定

第 2 次試験 平成 3 0 年 2 月上旬予定

※合格発表については、合否にかかわらず受験者全員に送付で通知します。

### 5. 合格から採用まで

- 最終合格者は、任用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
  - ① 採用予定者 平成 3 0 年 4 月 1 日付で採用します。
  - ② 採用候補者 欠員などが生じ、補充することが必要であるときに限り採用します。  
(採用候補者の有効期間は、最終合格通知書にて通知します。)
- 最終合格者でも受験を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合は、合格を取り消します。
- その他受験資格がないこと、また、受験申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合は合格（採用）を取り消します。

### 6. 給与

- 給与は、上北山村の「一般職の職員の給与に関する条例」等に基づき支給されます。また、採用までに条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。  
初任給：(平成 2 9 年 4 月 1 日現在)
  - 大学卒 178,200 円
  - 短大卒 158,800 円
  - 高校卒 146,100 円

※初任給は採用前の経歴等により加算されることがあります。  
諸手当：扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

## 7. 勤務条件等

- 勤務内容： 村長部局、教育委員会その他の行政委員会事務局、議会事務局において行政事務全般に従事します。
- 勤務時間： 上北山村役場処務規程に基づき、8時30分から17時15分となっています。
- 休日： 週休2日制
- 休暇： 年次有給休暇、特別休暇などがあります。

問い合わせ先

〒639-3701

奈良県吉野郡上北山村大字河合330番地

上北山村役場 総務企画課

TEL 07468-2-0001